

令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録

令和4年5月19日（木曜日）午後3時10分 開会

議事日程

令和4年5月19日（木曜日）午後3時10分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 選第 1号 議会議長の選挙について
日程第 3 議席の指定
日程第 4 会期の決定
日程第 5 会議録署名議員の指名
日程第 6 議長諸報告
日程第 7 報第 2号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 8 議第 5号 奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 9 同第 1号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
追加日程第1 緊急質問
追加日程第2 決議第1号 奈良県広域消防組合の規約を変更すべき決議について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 3番 弓 仲 利 博 君 | 4番 欠 員 |
| 5番 西 忠 吉 君 | 6番 西 岡 宏 泰 君 |
| 7番 木 治 正 人 君 | 8番 窪 佳 秀 君 |
| 9番 欠 員 | 10番 欠 員 |
| 11番 山 本 隆 史 君 | 12番 森 宏 範 君 |
| 13番 森 田 瞳 君 | 15番 西 井 覚 君 |
| 16番 川 田 裕 君 | 17番 堀 川 季 延 君 |
| 18番 森 脇 郁 雄 君 | 20番 水 本 昭 博 君 |
| 21番 玉 井 賢 司 君 | 22番 堀 内 大 造 君 |
| 23番 細 川 佳 秀 君 | 24番 東 川 裕 君 |
| 25番 新 澤 良 文 君 | |
-

欠席議員（4名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 大 橋 基 之 君 | 2番 吉 矢 義 彦 君 |
| 14番 清 原 和 人 君 | 19番 栗 山 忠 昭 君 |

地方自治法第121条の規定により出席した者

管 理 者	亀 田 忠 彦 君	代 表 副 管 理 者	平 井 康 之 君
副 管 理 者	松 井 正 剛 君	副 管 理 者	福 岡 憲 宏 君
副 管 理 者	岡 下 守 正 君	消 防 長	寺 崎 至 亮 君
副 消 防 長	田 宮 正 史 君	組 合 事 務 局 長	梅 野 正 和 君
総 務 部 長	立 野 健 司 君	人 事 部 長	橋 本 裕 彦 君
警 防 部 長	徳 永 達 也 君	予 防 部 長	倉 本 康 成 君
会 計 管 理 者	北 嘉 文 君		

会議に従事した事務局職員

議 会 事 務 局 長	長 塚 典 義 君	議 会 事 務 局 主 幹	横 矢 猛 君
議 会 事 務 局 指 導 官	森 昌 子 君		

午後3時10分 開会

○**議会事務局長（長塚典義君）** 失礼いたします。令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開催するに先立ちまして、議会事務局長の私の方から一言ご説明を申し上げます。

奈良県広域消防組合の議会議員の任期は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わると条例で規定されております。このことから、現時点では議長が不在となっております。したがって、本日の臨時会におきましては、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。年長の上北山村の森脇郁雄議員をご紹介します。

それでは、森脇議員、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長（森脇郁雄君）** 改めまして、ただいま紹介されました森脇でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議員定数25名中、本日の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○**臨時議長（森脇郁雄君）** 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○**管理者（亀田忠彦君）** 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本会議では、議会議長選挙、報告1件、条例改正1件、同意1件の議案のご審議をお願いしております。

何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（森脇郁雄君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりでございます。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（森脇郁雄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選第1号 議会議長の選挙について

○臨時議長（森脇郁雄君） 日程第2、議会議長の選挙について、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森脇郁雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森脇郁雄君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長より指名することに決定いたしました。

それでは、議長に8番、五條市の窪佳秀議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました窪佳秀議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（森脇郁雄君） 異議なしと認めます。よって、窪佳秀議員が議長に当選されました。

当選されました窪議員が議場におられますので、奈良県広域消防組合議会会議規則第30条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

それでは、窪議員より議長の就任の受託及びご挨拶を受けることにいたします。

窪佳秀議員、ご登壇願います。

○議長（窪 佳秀君） 五條市の窪でございます。僭越ながら、奈良県広域消防組合議会の議長当選の告知と就任の受託をさせていただくとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本組合議長の要職に就かせていただくことは身に余る光栄であり、心から厚く感謝を申し上げます。次第でございます。今後は本組合の発展のために、全力を尽くしてま

いりたいと考えております。議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、心より感謝申し上げます。簡単措辞ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（森脇郁雄君） 以上をもちまして、議会議長の選挙を終了いたします。

議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

ここで新議長と交代いたします。

その間、暫時休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（窪 佳秀君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

森脇議員、会議の進行ありがとうございました。

ここで、一旦休憩し、その間に全員協議会を開催し、議会運営の必要な調整事項について協議することといたします。

暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後4時24分 再開

○議長（窪 佳秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議員の皆様、議事の運営にご協力をよろしくお願いいたします。

日程第3 議席の指定

○議長（窪 佳秀君） 日程第3、これより議席を指定いたします。

議席は、奈良県広域消防組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（窪 佳秀君） 日程第4、会期の決定について、お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（窪 佳秀君） 日程第5、会議録署名議員を指名いたします。

奈良県広域消防組合議会会議規則第67条の規定により、5番、西忠吉議員、21番、玉井賢司議員を指名いたします。

日程第6 議長諸報告

○議長（窪 佳秀君） 日程第6、議長諸報告については、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告について通知がございましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧おきお願いいたします。

日程第7 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（窪 佳秀君） 日程第7、報第2号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者に報告を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第2号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告につきましては、現場活動中において発生した損傷事故等に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

議案書の1ページ、報第2号のとおりご報告いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8 議第5号 奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（窪 佳秀君） 日程第8、議第5号、奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第5号、奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

参考資料と書かれた資料の1ページをお願いいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律について、以下、整備法といいますが、整備法附則第2条により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、当該保護法を引用している条文を改める必要があることから、本条例改正案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第5号、奈良県広域消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案どおり可決いたし

ました。

日程第9 同第1号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

○議長（窪 佳秀君） 日程第9、同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、もう一度、議案書にお戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。

三郷町の森宏範議員を本組合の議会選出の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

同第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） ご異議なしと認めます。よって、同第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、森議員が議場におられますので、監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

12番、森宏範議員、ご登壇願います。

○12番（森 宏範君） 失礼します。ただいま、奈良県広域消防組合の監査委員として同意いただきました、三郷町の森でございます。

識見者の梅崎監査委員とともに、全力を挙げて職務に取り組む所存でございます。どうぞ皆様のご支援とご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（窪 佳秀君） お諮りいたします。

16番、川田裕議員から、奈良県広域消防組合議会会議規則第50条の規定により、奈良県広域消防組合規約第5条及び第6条の規定と、奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例第2条第1項との整合性及びその治癒について、緊急質問通告書の提出があり、

発言を許されたいとの申出がありました。

よって、16番、川田裕議員の緊急質問の件を日程に追加し、議題として許可するか採決いたします。

本件を日程に追加し、質問を許可することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(窪 佳秀君) 異議なしと認めます。

異議がないようですので、追加日程第1を追加し、緊急質問を議案とすることに決定いたしました。

ただいまから係の者に追加日程書の準備をさせますので、その間、暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時34分 再開

○議長(窪 佳秀君) 休憩を解き、再開いたします。

追加日程第1 緊急質問

○議長(窪 佳秀君) 追加日程第1、緊急質問を行います。16番、川田裕議員の緊急質問を許可します。

川田議員。

○16番(川田 裕君) 緊急質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。川田裕でございます。

奈良県広域消防組規約第5条及び第6条の規定と、奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例第2条第1項の整合性及びその治癒についてを質問したいと思っております。

この質問の趣旨は、前回、橿原市議会、先ほども話がございましたが、1団体の否決によって規約の改正が滞っているということでありまして。しかし、その内容に関してこれは法律的にも治癒をしなければならない事項であるということ、是非ともここは重要な緊急的な問題としてお願いを申し上げたいと思っております。

まず、消防組合の規約第5条、そして第6条に対し、組合議会議員の任期に関する条例第2条第1項は、議会設置の趣旨から考えても適正ではなく、議員の不在状態が長期間にわたる制度上の瑕疵と考えます。議会設置の趣旨は住民側に議決権を持たせ、そしてその具体化として、地方自治法第96条第1項に制限列挙されました事項が法規定をされ、平成24年には地方自治法の一部改正によりまして、第96条第2項が追記され、条例により議決事項を決定できる権限も付与されております。

しかしながら、現在の広域消防組合議会では、議会においての定足数に達しない時期もありまして、議決そのもの自体ができない状態の時期もあり、基本的事項の不足と鑑みまます。その状態に対しまして、消防組合の管理者の見解を求めます。

○議長(窪 佳秀君) 亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 16番、川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

現在の組合議員の選出状況につきましては、任期が開始します令和4年4月1日現在で、議員定数25名中9名の議員は選出されておりますけれども、16名が不在となっている

状況で、定足数を満たしていないという状況になっております。これは各市町村議会の役員選挙が4月から5月に行われる団体が多く、4月1日から選任されるまでの間、議員の不在期間が生じているということが原因というふうに思われます。

地方自治法第287条第1項には、規約で定めなければならない事項が規定されており、その同条第5号には、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法が規定されております。その趣旨から鑑みても、議員の不在状態が長期にわたることは不適切な状態であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ご答弁ありがとうございます。

まず、制度上の瑕疵、これは今瑕疵と言ってしまっていると思うんですが、瑕疵を治癒しようとする場合には、組合議会議員の任期に関する条例の第2条第1項の規定であります組合議員の任期を、4月1日から翌年の3月31日とされているものを、7月1日から翌年の6月30日に改正する手段しかないことが、組合の検討委員会の中でも確認されたと思います。

しかしながら、その改正には規約の第6条に規定されます、任期の1年となっておりますので、条例改正が仮に行われたとしても、その規約の範囲を1年目は超えてしましまして、法令等の違反になると、この不適正な状況を執行機関として、まず放置できないと思いますので、組合組織の方では、首長会の方でもご賛同をいただいて、この規約の提案が全議会において、構成団体において行われたと思います。執行機関としてその状態をどのように考えるか、また再度ご見解を求めます。

○議長（窪 佳秀君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 引き続き、16番、川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、組合議会議員の任期に関する条例第2条第1項の改正を行うためには、仮に7月1日から翌年6月30日に改正したとしますと、その年度の議員任期が最大で約1年3ヶ月となることから、規約の任期1年を超え、違法ということになるということになります。よって、制度上の瑕疵を治癒しようとするれば規約の改正が必要ということになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ご答弁ありがとうございます。では、組合に参加する構成団体が今現在で37団体ございますが、各構成団体における議会では規約改正の表決、これは36団体のご決議いただきまして、可決いただきました。檀原市議会だけが反対となってしまう。内容は3点ございまして、1点目は構成団体議会から組合議員の選出をする事件。これは普通地方公共団体に準じた組合議会の決議事項に沿ったものであります。以前の決議に沿って合意いただいていたので、それが今回の議題となったと、1点はこういうこと。

2点目が第6区分、議員数を1増にする、25の議員定数から26に議員数を改正するという事件。これはちょうど南部側のいわゆる議会に参加する参加率の向上、これを求め

たものであります。

3番目が議員の任期が2年への改正、これは今も申し上げましたが、制度上の瑕疵を治癒するものによって最低限の2年としてこれは決定したものであるということ。これは一般的な法律解釈から考えましても、議会設置の趣旨から鑑みると、3番は制度上の瑕疵の治癒ということでありまして、義務的なものにとすら捉えることもできると思います。しかし、檀原市議会での委員会審議を録画で拝見させていただきました。反対理由は色々あると思いますが、3番が否決の理由とされたら、このように見受けられます。その解釈は管理者はいかがですか。3番が原因となったという解釈でよろしいですか。

○議長（窪 佳秀君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 引き続き、16番、川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

檀原市議会での委員会審議については、私が記憶しているところによりますと、先ほどご指摘いただきました1番、これは組合議会議決事項で、これはまず問題がないという解釈であったというふうに認識をしております。

2番については、各区分の議会参加向上、あるいは少数意見の意思決定の機会の付与であり、この点につきましても、委員会の中では問題はないというふうに受け止めさせていただいております。

ただご指摘のように3番については、審議が不十分であるということ、あるいは3点の改正を一度に行うということに関してのご質問があったり、あるいは2年ということを規約で押しつけるというのは、上から目線であるというふうなご意見が出されまして、先ほどから議員が言っている、制度上の瑕疵の治癒というところの意味がしっかりと伝わっていなかったのかなというふうなことは、率直に感じるところでございます。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 組合の3点の規約改正をお願いしまして、36団体で可決を賜りました。確かに本会議における檀原市議会の反対討論でも、3点同時の規約改正はおかしいという意見を録画で見ました。しかし、検討委員会でも3点の改正を分散したらどうだというような確かに意見もあったんですが、やはりこれは奈良県に確認しますと、規約を改正する以上は一括でやっていただかないといけないと、このような回答がありました。その旨も検討委員会では報告してやっています。

そういった経緯もありまして、また、議員が定足数に達しない制度上の瑕疵につきましても、特に地方自治法第292条において、普通地方公共団体に関する規定の準用、いわゆる特別公共団体でありますから、それを普通地方公共団体の規定を準用しろという法規定がございまして、よって、議会及び議員の権限事項に関わるものは普通地方公共団体の地方自治法の適用でやっていくと、このような法解釈になります。

具体的に言いましたら、地方自治法の第101条、例えば議会の招集権というのがあります。これは、いわゆる一定の要件を満たせば、議会から臨時議会請求権が付与されています。また、その他請求代表者となる、本日も行われましたが、議長選任の選挙権、これは地方自治法第103条に規定されていまして、同法第112条の議案の提出権、同法第113条の会議成立に関する権限、その他数えれば多くの議会の議員の権利を阻害する事項

が確認されます。これが定足数に達していなかったら、いわゆる議会の法で与えられた権限が行使すらできない。これはもうはっきり言って違法に近いんじゃないかと、このように考えるわけです。

やっぱりその3点の一番重要なところが、今回、檀原市議会の先生方には、いわゆるきっちりと説明がなされていなかった、または説明不足であったということから鑑みまして、やっぱりこれは重要な、このまま放置すればまた1年法的に議員の権限を行使できない状態に置いて、また1年これは行くのかということ、これはもう発覚した以上、速やかに治癒をしていく必要があると考えておるんですね。

もう一度管理者にお願いしたいんですが、檀原市議会議員の先生に正確なご報告及び説明の不足しているところを補っていただきまして、そして、再度規約改正の議案を檀原市議会の方で提出いただきまして、議員の権利に関わる重要案件として、再度、高度なご理解を賜るといってご審議を賜りたいと思うわけですが、それは、管理者のお考えはいかがですか。

○議長（窪 佳秀君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 引き続き、16番、川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

37団体中36団体のご議決いただいた中で、檀原市議会のご理解をいただけなかったということ。この規約の改正に至る内容をしっかりとお伝えできなかったということに関しては、これは一部私の責任もあるというふうに認識をいたしております。大変重要な案件でございますので、実は先日の檀原市議会議会運営委員会において、5月24日に開かれます檀原市議会臨時会において、消防の規約の改正を上程させていただくという旨を議会の方へお願いをさせていただいております。期間は限られておりますけれども、臨時会開催までの間にしっかりと議会議員の皆様方にその辺りのところをご説明ができるように、私自身もしっかりと説明に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、しっかりとその辺りご理解いただけるように頑張ってみようというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（窪 佳秀君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 24日に臨時議会を開催いただくと、これは非常にありがたいと思います。36団体に関しましては、何だかんだありましたけれども、やはり高度なご理解をいただいた上で皆さんの可決を賜っております。先ほどもちょっと檀原市の議長さんともお話しさせていただきましたが、非常に説明不足のところもあったと。そして、立ち話ですけどもそういった中身も色々話をさせていただきますと、非常にご理解も今はいただけてきてまして、ばっちり次の議会に関しては、高度なご理解を檀原市議会議長に賜りたいと、このように考えております。

是非とも、これは組合の議会としてやっていますので、自分のところの議会だったら、いわゆる賛成、反対と色々あると思うんですけども、やっぱり組合議会というのは構成団体がみんな共同事務としてやっておりますので、小さなところを高度なご理解で乗り越えていただいて、そして、全体の前進という組織の改正、そして適正化ということに努めていくのは共同事務をやっている以上は義務と思っておりますので、そこはもう心からお

願いを申し上げまして、緊急質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀君） 以上で、川田裕議員の緊急質問は終わります。

皆様にお諮りいたします。

会議規則第8条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） それでは、議案が終了するまで会議時間を延長いたします。

○議長（窪 佳秀君） お諮りいたします。

25番、新澤良文議員から、奈良県広域消防組合議会会議規則第13条の規定により、議案提出がございました。

内容につきましては、奈良県広域消防組合の規約を変更すべき決議について提案するものでございます。賛成者は川田裕議員、玉井賢司議員の2名であります。

これを日程に追加し、追加日程第2とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） 異議がないようですので、追加日程第2を追加し、決議第1号を議案とすることに決定いたしました。

ただいまから係の者が議案を配付いたします。その間、暫時休憩いたします。

午後4時51分 休憩

午後4時52分 再開

○議長（窪 佳秀君） 休憩を解き、再開いたします。

追加日程第2 決議第1号 奈良県広域消防組合の規約を変更すべき決議について

○議長（窪 佳秀君） 追加日程第2、決議第1号、奈良県広域消防組合の規約を変更すべき決議についてを議題といたします。

提案者に趣旨説明を求めます。25番、新澤良文議員。

○25番（新澤良文君） 25番、新澤でございます。

先ほどお手元に配付させていただきました、決議第1号について提案理由説明をさせていただきます。

令和2年11月の第2回定例会でも議題として上程させていただきました、趣旨説明をさせていただきましたところですが、本日改めて議員各位の皆様のご賛同を賜りたく、再度、趣旨説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

広域行政とは、そもそも市町村で行う固有の事務について、スケールメリットを生かすため広域行政組合を立ち上げ、行政事務を行っているところです。もともとは市町村事務によるもののため、多くの住民さんからその業務についてご意見をいただきます。広域行政組合の各議会議員は絶えずその意見を広域行政組合に伝え、そのニーズが反映されるよう議員活動をされていることと存じます。しかし、奈良県広域消防組合議会の議員は37

市町村で構成しているにもかかわらず、議員定数は25人と規約に定められているので、全ての構成市町村から組合議会議員が選出されていないのが現実です。

旧中和広域消防本部地域の高取町からは、2年に1度、1名の議員が選出されております。他、地域の町村では5年に1度、1名の議員が選出されているのが現実でございます。このような状況では住民の声など到底届けることはできません。現在も全国的に消防の広域化の協議が検討されていますが、消防の広域化が進まない理由の一つに、設立に向けての協議において個々の市町村の意見が異なり、意見調整が整わず広域化が進んでいないのが現実であり、その困難な問題を調整し、37市町村で構成する奈良県広域消防組合を設立した市町村の英断には敬意を表する次第でございます。

当初の奈良県広域消防組合においても、その多様な意見調整のため、組織運営には旧の市消防本部や、旧の消防組合本部単位で運営を用いたのだと推察しますが、令和4年度で設立から9年目に入ります。そろそろ、本来のあるべき姿に組織運営を見直し、常に住民さんからの意見を奈良県広域消防組合に届けることができるよう、組織運営体制を見直す必要があると考えます。

県内37市町村には、大都市圏への人口密集地域もあれば、県南部、東部の中山間及び山間地域の町村もあります。それぞれの地域では多くの方々が生活を営み、それぞれに様々なニーズがあります。その多くの意見について、執行機関と組合議会の両者が手を取り合って、等しくより住民の意見や考えを適切に反映できる仕組みづくりを行うことが必要であると考えます。

以上をもちまして、提案理由説明といたします。

議員各位の皆様におかれましてはご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） これをもって討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

決議第1号、奈良県広域消防組合の規約を変更すべき決議について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（窪 佳秀君） ご異議なしと認めます。

よって、決議第1号は原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に提出されました議案は全て議了いたしました。

○25番（新澤良文君） 議長、異議なしということなんですけども、全会一致がどうか聞きたいんで、採決取っていただけませんか。

○議長（窪 佳秀君） 異議なしということは全会一致です。

○25番（新澤良文君） そしたら橿原市も異議なしということやね。

○議長（窪 佳秀君） 異議なしということで全会一致ということですよ。以上をもちまし

て、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

管理者閉会挨拶

○議長（窪 佳秀君） 議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営にご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

ここで、管理者からご挨拶の申入れがありましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、長時間にわたりまして重要な議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案、滞りなく議了いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、議長に就任されました窪議長におかれましては、消防組合及び議会の運営について、色々ご相談をすることもあるかと思えます。豊富な知識、経験を生かされまして、多大なるお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。また、監査委員に就任されました森議員には、適正な予算執行や組合の運営に対し、その監査役としてご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、議員各位には、ご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。簡単ではございますけれども、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（窪 佳秀君） これをもちまして、令和4年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 森脇郁雄

議長 窪佳秀

署名議員 西忠吉

署名議員 玉井賢司